

募集要項

～日本語学科～

学校法人 大原学園

大原簿記法律専門学校難波校（10月入学）

大原外語観光&ブライダルビューティー専門学校（4月入学）



1. 出願資格

下記①から④の要件を全て満たし、かつ⑤⑥の要件のいずれかを満たすこととする。

- ① 本校での学習開始時に年齢が十八以上である者
- ② 日本に留学する目的が明確である者
- ③ 国内あるいは外国において学校教育における十二年の課程を修了し、日本あるいは教育を受けた国の大学進学資格を有する者
- ④ 在学期間中の学費・滞在費等を賄うだけの経済的能力を持ち、資格外活動に頼ることなく学業に専念できることを書類等により客観的に証明できる者
- ⑤ 日本国内においては財団法人日本国際教育支援協会が、国外においては独立行政法人国際交流基金に委託された機関が実施する日本語能力試験において、4級以上に合格した者
- ⑥ 日本語教育機関で180時間以上の日本語学習歴を持つことを書面等で客観的に証明でき、かつ学習歴に即した学力を有することを書面及び面接等で証明できる者

2. 募集コース

(大原簿記法律専門学校難波校)

コース名	入学時期	定員
日本語学科1.5年制	10月	30名

(大原外語観光&ブライダルビューティー専門学校)

コース名	入学時期	定員
日本語学科2年制	4月	20名
日本語学科1年制	4月	20名

3. 選考料 全てのコースは、出願の際に選考料(20,000日本円)が必要です。

4. 学費

(大原簿記法律専門学校難波校)

(単位：日本円)

第一年	納付期限	入学金	学費	教材費	維持費	合計
	在留資格認定証交付時	50,000	270,000	10,000	20,000	350,000
	1年次2月末	—	270,000	10,000	20,000	300,000
次年時	納付期限	入学金	学費	教材費	維持費	合計
	1年次8月末	—	270,000	10,000	20,000	300,000
総合計	納付期限	入学金	学費	教材費	維持費	合計
	日本語学科1.5年制	50,000	810,000	30,000	60,000	950,000

(大原外語観光&ブライダルビューティー専門学校)

(単位：日本円)

第一年	納付期限	入学金	学費	教材費	維持費	合計
	合格通知後	50,000	—	—	—	50,000
	在留資格認定証交付時	—	540,000	20,000	40,000	600,000
	合計	50,000	540,000	20,000	40,000	650,000
次年時	納付期限	入学金	学費	教材費	維持費	合計
	在留資格更新時(1年)	—	540,000	20,000	40,000	600,000
	在留資格更新時(半年)	—	270,000	10,000	20,000	300,000
総合計	納付期限	入学金	学費	教材費	維持費	合計
	日本語学科2年制	50,000	1,080,000	40,000	80,000	1,250,000
	日本語学科1年制	50,000	540,000	20,000	40,000	650,000

5. 出願受付期間

(大原簿記法律専門学校難波校) 入学年の4月1日～6月初旬

(大原外語観光&ブライダルビューティー専門学校) 入学前年の9月1日～12月初旬

※ 出願は上記の期間まで受け付けますが、出来るだけ早めに必要書類をご提出下さい。なお、上記期間中であっても定員になり次第、締め切ることがあります。

※ 大阪入国管理局の申請締切日より上記の期間が多少前後する場合があります。

6. 出願方法

- ① 当校指定の各地代理機関にご相談下さい。
- ② 経費支弁者が日本在住の場合、経費支弁者が直接当校へ出願することが出来ます。

(大原簿記法律専門学校難波校)

学校法人大原学園 大原簿記法律専門学校難波校

〒556-0011 大阪府大阪市浪速区難波中 1-6-2

Tel : 06-4397-2450 / Fax : 06-4397-2472

(大原外語観光&ブライダルビューティー専門学校)

学校法人大原学園 大原外語観光&ブライダルビューティー専門学校

〒556-0016 大阪府大阪市浪速区元町 2-4-26

Tel : 06-4397-2458 / Fax : 06-4397-2472

7. 出願選考料

選考料 20,000 日本円は、出願書類に添えて当校指定の代理機関に提出するか、下記の銀行口座へお振込み下さい。(※現金では受け付けられませんのでご注意ください)

(大原簿記法律専門学校難波校)

銀行口座：三井住友銀行 難波支店 普通預金口座 6649860

口座名義：学校法人大原学園 大原簿記法律専門学校 難波校

(大原外語観光&ブライダルビューティー専門学校)

銀行口座：三井住友銀行 難波支店 普通預金口座 7693923

口座名義：学校法人大原学園 大原外語観光&ブライダルビューティー専門学校

8. 出願書類記載時の注意事項

- ① すべての証明書は、本校が日本国法務省入国管理局に在留資格認定申請を行う日より3ヶ月以内に発行されたものが必要です。
- ② 願書は出願者自らが自筆で記入してください。
- ③ 日本語以外の書類には、日本語訳文を添付してください。
- ④ 書き間違いのないように、丁寧に記入してください。なお、書類が不備な場合、不合格となる場合がありますのでご注意ください。
- ⑤ 提出いただいた出願書類は、卒業証書等の原本を除いて一切お返し出来ません。

9. 出願に関わる注意事項

- ① 出願書類に不備がある場合、すべての書類が揃うまでは選考の対象となりません。
- ② 銀行送金手数料は自己負担して頂きます。
- ③ 一旦納入していただいた選考料・入学金・授業料等は原則として返金しません。但し、以下の場合には本校の定める方法に則り、返金手続きが出来るものとします。
 - *1. 入国管理局の在留資格認定証明書が不交付となった場合。
→選考料を除く全納入金を返還する。
 - *2. 在留資格認定証明書は交付されたが入国査証（ビザ）の申請を行わず不來日の場合。
→選考料と入学金を除く全納入金を返還する。但し、在留資格認定証明書と入学許可証の返却を条件とする。
 - *3. 在留資格認定証明書が交付され入国査証（ビザ）の申請を行ったが、在外公館（日本国大使館・領事館等）で査証発給が認められなかった場合。
→選考料と入学金を除く全納入金を返還する。但し、在外公館において入国査証が発給されなかった事の確認と入学許可証の返却を条件とする。
 - *4. 在留資格認定証明書が交付され入国査証（ビザ）を取得したが、來日以前に入学を辞退した場合。
→入国査証が未使用でかつ失効が確認できた場合は、選考料と入学金を除く全納入金を返還する。但し、入学許可証の返却を条件とする。

10. 出願からの流れ

- ① 学校へ願書等の必要書類を提出してください。
- ② 学校で書類審査を行います。
- ③ 学校より書類審査の結果および入学試験（面接・筆記試験）の日程等の詳細を郵送でお知らせします。（書類審査を通過できなかった方は、入学試験を受けることはできません。）
- ④ 書類審査を通過した方には、入学試験を行います。
- ⑤ 学校より可否の結果を郵送でお知らせします。合格の方には『入学許可証』を郵送します。

本人が準備する書類

①入学願書	<p>所定の用紙（本人自筆・母国語）※写真添付のこと ＊すべての項目で空欄のないように記入のこと。 ＊氏名はパスポートに記載された氏名を記入のこと。 ＊学歴欄の学校名、入学卒業の年月日は、卒業証明書など公的な書類と一致していること。（職歴、学歴については、継続的に空白期間がないこと。また、浪人期間、兵役期間についても記入すること。） ＊学歴は小学校から記入のこと。 ＊学校所在地は番地まで正確に記入してください。</p>
②顔写真5枚（①に添付したものを除く）	<p>縦4cm×横3cm…5枚 ＊3ヶ月以内に撮影、正面向、無帽、背景なしのもの。</p>
③卒業証書・成績証明書類	<p>最終学校の卒業証書の原本または卒業証明書原本 最終学校の成績証明書写し ＊大学院・大学等に在籍中の者は、在籍証明書と高校の卒業証明書を提出すること。 ＊標準学歴と異なる場合、異なる部分以降（小学校・中学校）の卒業証明書・成績証明書類を提出すること。</p>
④戸籍を証明するもの	<p>戸籍謄本または戸籍抄本 中国の方については最終学歴が記載されている最新の戸口簿の写し</p>
⑤身分証明書またはパスポート	<p>全ページの写し</p>
⑥日本語訳文	<p>提出書類すべてに関する日本語訳文</p>

学費・生活費負担者（経費支弁者）が準備する書類

1. 本人が自己負担する場合 ※すべての書類には日本語訳文を添付してください。

①在職証明書	会社経営者の場合は会社登記簿謄本、営業許可証等が必要。
②預金残高証明書	銀行（金融機関）からの証明書原本（口座番号が記載されているもの） 残高については、経費支弁書に記入した毎月の負担金額に予定就学月数をかけた金額より多いことが必要。
③経費支弁書	所定の用紙（経費支弁者本人が自筆のこと）
④収入証明書	納税証明書等で月収や年収が記されており、資金の来源説明たり得るもの

2. 日本国外の方が負担する場合 ※すべての書類には日本語訳文を添付してください。

①在職証明書	上記参照
②預金残高証明書	上記参照
③本人との関係を証明する書類	戸籍謄本または出生証明書など、本人と経費支弁者との関係を証明するための公的な書類
④経費支弁書	所定の用紙（経費支弁者本人が自筆のこと） 複数の方が経費支弁する場合は、同一の支弁書に連名で誓約すること。 ただし、各々本欄に指定する書類が必要
⑤収入証明書	月収や年収が記されており、資金の来源説明たり得るもの及び納税証明書等で月収や年収が記されており、資金の来源説明たり得るもの
⑥戸籍謄本の写し	家族全員の記載があるもの（複数冊になっても可）

3. 日本在住の方が負担する場合

※在日経費支弁者は、親族関係・会社の取引関係・永年に渡る交友関係が証明できる方に限られます。

①経費支弁書	所定の用紙に記入のこと（経費支弁者自筆・実印使用）
②預金残高証明書	申請時より一ヶ月以内に金融機関より発行されたもの
③在職証明書	経費支弁者の職業により、下記の書類を提出のこと。 会社員：在職証明書 自営業：税務署の押印のある確定申告書控（原本） ① 後日返却いたします。 会社経営者および役員：会社の登記簿謄本
④所得金額の記載のある納税証明書	総所得金額の記載された都（県市町村区）民税課税証明書（原本）、または税務署発行の納税証明書（その1、その2）（原本）
⑤住民票または記載事項証明書	同一世帯に属するもの全員が記載されているもの 外国籍の場合は、登録原票記載事項証明書が必要
⑥経費支弁者と入学を希望する者との関係を立証する書類	親族関係公証書、経費支弁に至る経緯の説明書、取引契約書、伝票、写真、パスポートのコピー等

大原簿記法律専門学校 難波校

(住所) 〒556-0011 大阪府大阪市浪速区難波中 1-6-2
(Address) Zip556-0011 1-6-2 Nanbanaka, Naniwaku, Osaka, JAPAN

大原外語観光&ブライダルビューティー専門学校

(住所) 〒556-0016 大阪府大阪市浪速区元町 2-4-26
(Address) Zip556-0016 2-4-26 Motomachi, Naniwaku, Osaka, JAPAN

(地 図)

